

一般社団法人ええね美馬地域ビジネス推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ええね美馬地域ビジネス推進協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を徳島県美馬市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域資源を活用した地方におけるビジネス（以下「地域ビジネス」という）の実践及び調査研究、並びに地域住民や移住者などが地域ビジネスを起業する際の支援を推進するとともに、地域ビジネスを広く一般に普及することにより、地域住民主導による自立した地域社会経済の構築が確立され、地域における就業機会や雇用の創出及び地域課題解決とコミュニティ活力再生に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域拠点を軸とした農産物・農産加工品の集荷及び販売
- (2) 地域資源を発掘し、地域特産品となる商品企画開発及び製造
- (3) 地域特産品の国内外に於けるPR活動及び販路先開拓並びに販売
- (4) 美馬市及び近隣市町村に於ける高齢者などへの買物支援
- (5) 地域ビジネス実務関連情報及び資料収集、研究調査並びにその配布
- (6) 地域ビジネス実務関連資料の印刷物の編集、刊行
- (7) 地域ビジネス関連のセミナー企画運営
- (8) 地域ビジネスに関する相談・支援
- (9) 企業、行政、教育、その他団体などとの提携及び連携
- (10) 農産物・農産加工品などの直売所運営
- (11) 地域食材を使用したカフェ及びレストランなどの飲食店運営
- (12) ゲストハウス、農家民宿などの宿泊所運営
- (13) 農機具などのレンタル及び中古品などの買取・販売

- (14) 地域資源を活用した体験型観光
- (15) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、社員総会において別に定める会員規程に従い入会する個人又は団体とする。

(2) 一般会員は、本会の目的に賛同し、本会が提供する事業サービスに参加するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

(3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

(構成員)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により、本会の正会員となった者をもって構成する。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

2 一般会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

3 賛助会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(会員の義務)

第9条 本会の会員は、定款及び関係法令を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(任意退会)

第10条 本会の会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にい

つでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに通知するとともに、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 正会員以外の会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までに通知するとともに、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる、ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) 入会金及び会費
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別)

第16条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第17条 定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、理事会において開催の決議がなされたときに開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等の支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(書面議決等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって、常勤の理事の中から選定する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって、常勤の理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、当該役員に社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その職務執行の対価として、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第31条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理

事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、3か月に1回以上代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等の支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会に関する定め)

第38条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、代表理事が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 本会は、法令の定めるところにより、前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類等を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て本会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益社団法人及公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補足

(事務局)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができ、職員の任免は代表理事が行う。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 主たる事務所には、法令で定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の移動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可、許可等に関する書類
- (5) 定款に定める社員総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 監査報告

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則

1 本会の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

足立 勉	徳島県美馬市穴吹町穴吹字市ノ下165番地7
中野俊則	徳島県美馬市脇町字暮畑211番地

2 本会の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

3 本会の最初の事業年度は、本成立の日から平成29年3月31日までとする。

以上、一般社団法人ええね美馬地域ビジネス推進協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年2月7日

設立時社員 足立 勉 印

設立時社員 中野俊則 印